



台風15号に伴う住宅災害給付について

総合共済に加入されている皆さまへ

**住宅や家財が災害にあった場合
総合共済の共済金給付対象になります**

共済金給付一覧表：住宅災害

□火災以外の原因による災害 ※台風による被災に該当		□左記の給付を受けない 家財のみの災害	
★持ち家の場合	(1)全壊(延面積70%以上) ・流・滅失 <u>500,000円</u> 給付	★借家の場合(家財のみ)	(1)全壊 <u>200,000円</u> 給付
	(2)半壊(延面積40%以上) ・流・滅失 <u>300,000円</u> 給付		(2)半壊 <u>120,000円</u> 給付
	(3)一部損壊(延面積20%以上) ・流・滅失 <u>70,000円</u> 給付		(3)一部損壊 <u>30,000円</u> 給付
	(4)床下浸水で地盤面から30cmを超えた時 <u>20,000円</u> 給付		(4)被害額20,000円を超えた時 <u>10,000円</u> 給付
	(5)被害額20,000円を超えた時 <u>10,000円</u> 給付		(5)自然災害で被害額が10,000円を超えた時 <u>5,000円</u> 給付
	(6)自然災害で被害額が10,000円を超えた時 <u>5,000円</u> 給付		

★給付申請に必要な書類★

「事故調査報告書」 分会・支部共済担当が持っている「総合共済給付事務取扱手引」の冊子にありますので、書式をコピーして記入をお願いします。

「罹災証明書」 お住まいの市町村より請求をお願いします。

「2万円以上または1万円以上の領収書」

「被害状況の写真」 スマホも可能です。

お問い合わせは分会・支部などの役員までお願いします